

## 平成 26 年度播磨町国民保護協議会 議事要旨

【日 時】平成 26 年 7 月 2 日（水）14：00～14：35

【場 所】播磨町役場 ABC 会議室

【議 題】1. 開会  
2. 会長あいさつ  
3. 委員紹介  
4. 議事（播磨町国民保護計画（平成 26 年度修正）（案）について）  
5. 播磨町国民保護協議会委員の委嘱について  
6. 閉会

【出席者】別紙参照

【事務局】危機管理グループ

### 【会議の経過の概要】

#### 1. 決定事項

事務局提示の播磨町国民保護計画（平成 26 年度修正）（案）について了承を得たため、町長へ答申を行い、その後県知事との協議を行う。県知事との協議が整い次第、町議会に報告、公開する。

#### 2. 会議の経過の概要

##### 2.1. 会議成立の報告

事務局より、委員 24 名中、播磨町国民保護協議会条例第 4 条第 2 項に規定する過半数となる 19 名の出席を得たことから、会議が成立していることを報告。

##### 2.2. 議事

###### 2.2.1. 播磨町国民保護計画（平成 26 年度修正）（案）について

事務局より、播磨町国民保護計画（平成 26 年度修正）（案）について、資料 2 及び資料 3 を使用し、説明を行う。なお、説明内容の概要は次のとおり。

###### (1) 全般的事項

これまで播磨町国民保護計画では、基本的に「町民」という表現を使用し、一部では定義が明確でない「住民」という表現を使用しており、表記の揺れがある。このことから、本町で一般的な表現である「住民」に統一する  
また、「障害者」について、これまでは「害」と漢字で表記していたが、「がい」とひらがなで表記することとする。

###### (2) 個別の修正（ページの表記は播磨町国民保護計画（平成 26 年度修正）（案）による）

○本編

###### ■2 ページ

「(4) 播磨町地域防災計画との整合」という項目を新設する。この意図は、武力攻撃事態と自然災害はその発生原因については、相違あるものの、住民の安全を確保するという方策においては、物資の備蓄や避難所運営など共通する点も多い。また、武力攻撃事態と自然災害で対応体制が異なっていると、無用の混乱をきたす場合も想定される

そこで、本項を追加し、防災分野で得られた知見も積極的に国民保護の分野にフィードバックし、また整合を図ることとして追加する。

■ 4 ページ

保護措置に関する基本的方針において、新たに（2）として「武力攻撃事態等に起因する特定少数者等への不当な侵害行為の防止」を追加する。これに伴い、従前の（2）以降を一つずつ繰り下げる。

また、「(8) 指定公共機関等の自主性の尊重等」として、放送事業者の自律について追記を行う。

■ 5 ページ

対応体制や備蓄物資、資機材については、個別に検討、準備するのではなく、活用することが望ましいと考えられることから「(11) 地域防災計画の活用」として追記する。

■ 8 ページ

「関係機関の事務又は業務の大綱」において、「自衛隊の事務」の箇所に「航空自衛隊」を追記する。

■ 9 ページ

指定地方行政機関について、「神戸海洋気象台」を「神戸地方気象台」に修正する。

■ 10 ページ

運送事業者の指定地方公共機関として記載の「明石淡路フェリー株式会社」について、航路は廃止され、2013年3月には清算も終了したため、削除する。

■ 12 ページ

本町の地勢についての記載について、直近の統計資料に基づき、(2) 気候、(3) 人口分布を修正する。

■ 13 ページ

「(4) 道路の状況」及び「(5) 鉄道、港湾の状況」について、最新の数値に修正する。

■ 22 ページ

「(1) 県との密接な連携」において、県の連絡先及び担当部署を把握し、定期的に更新する、という記載を追加する。

■ 25 ページ

第2編第1章第3の3の標題について、本文の記載順序を踏まえ、「自主防災組織等に対する支援」と変更する。

■ 28 ページ

「(2) 防災行政無線のデジタル化」の記載について、平成 22 年度末に防災行政無線のデジタル化事業が完了し、全国瞬時警報システム（J アラート）との自動連携も実現しているため、それに即し、記載を改める。

■ 29 ページ

「(6) 『防災安心ネットはりま』の充実」の記載について、国民保護分野でもエリアメールや緊急速報メールが利用可能となったため、これを踏まえ「メール配信サービスの充実」と標題を改め、内容も修正する。

(7) については、BAN-BAN テレビが社名変更を行い、「BAN-BAN ネットワークス」となったため、改める。

■ 33 ページ

「(3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮」という記載について、災害対策基本法の改正により災害時要援護者は「要配慮者」と統一され、その中でも特に避難に支援が必要な要配慮者を「避難行動要支援者」とされた。

本町では、避難行動要支援者支援について、地域防災計画の下位計画として「播磨町避難行動要支援者避難支援計画」を定めているため、地域防災計画の活用の点もかんがみ、記載を修正する。

■ 35 ページ

第 2 編第 2 章第 4 節において、平成 25 年度末に、ヘリコプター臨時離着陸場適地として、新たに新島中央公園の自由広場が指定されたため、追加する。

■ 45 ページ

第 3 編第 2 章第 1 節について、播磨町地域防災計画の見直しにより、防災分野における対応体制を見直したことから、これに即して国民保護分野における対応体制として町対策本部の組織構成を見直す。

■ 48 ページ

配備内容として、地域防災計画に即した内容とする旨に修正する。

■ 49 ページ

「(1) 情報通信手段の確保」として、現在の状況にあわせて、本年度予算にて衛星携帯電話を整備したため、これを追記し、「同報系無線」と「地域防災無線等」を「防災行政無線（同報系）」と改める。

「(4) 情報通信機器等の活用」においても衛星携帯電話を追記する。

■ 53 ページ

第 3 編第 3 章第 8 節の標題について、本文の記載順序を踏まえ、「自主防災組織等に対する支援」とする。

■ 57 ページ

「2 警報の伝達方法」において、防災安心ネットはりま、エリアメール・緊急速報メールを活用することとして、これらを追加する。

■ 61 ページ

「(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項」として、⑥の記載を避難行動要支援者等、現在の状況にあわせて修正する。

■ 66 ページ

「4 避難の種類」中「(3) 県内他市町への避難」について、一般的に他市町へ避難する際には、バスのみならず、鉄道や船舶による移動も想定されることから、これを追加する。

■ 74 ページ

これまで非常用食料等の備蓄に関する計画数量を記載していたが、本町では地域防災計画の下位計画として備蓄計画を策定したため、地域防災計画の活用の観点から、これによることとして修正する。

■ 77 ページ

「(3) 集積場所」として、新たに「浜田公園」の球場・テニスコートを指定したため、追記する。

「(4) 輸送方法」においては、従前から地域防災計画の輸送対策を参照していたため、地域防災計画の修正に伴い修正する。

■ 78 ページ

「(2) 応急救護所の設置」、「(4) 応急救護の県への要請」について、それぞれ医師会の名称を加古川市加古郡医師会から加古川医師会へ修正する。

■ 84 ページ

安否情報の報告については、現在は消防庁による安否情報システムが運用されていることから、これを追記する。また、同システムが使用できない場合は、電子メールに加え、FAX を伝達手段として使用することも想定されることから、これを追加する。

■ 102 ページ

避難住民の健康を保つには、感染症対策や飲食料のほか、精神的なケアも重要であることから、新たに (6) として、「こころのケア対策」を追加する。

○ 資料編

■ 4～20 ページ

組織名や部署名、電話番号について、時点修正を行う。

■ 21～24 ページ、33 ページ

最新の状態に時点修正を行う。

■ 34 ページ

本町の対応体制の詳細について、防災分野の対応体制と整合を図ることが円滑な対応に資すると考えられるため、基本的にこれらを整合させるよう修正を行う。

■ 35～37 ページ

各部局の機能を記載しており、これについて災害対策本部における事務分掌と整合するよう、修正を図る。

■ 38 ページ

組織図を追加する。

■ 39 ページ

配備体制別人員数について、本編で規定している配備基準において、第 1 号配備から第 3 号配備の配備内容は、地域防災計画におけるそれぞれの配備に準じることとしたことから、表を修正する。

■ 40～42 ページ

救援の程度及び方法の基準について、平成 25 年度内閣府告示第 229 号及び平成 26 年度内閣府告示第 19 号により基準が改められ、所管が厚生労働省から内閣府に変わったため、これに伴う修正を行う。

■ 43～47 ページ

各一覧表について時点修正を行う。

(3) その他

今年 5 月に国の「国民の保護に関する基本指針」が変更されており、主には国民保護法の救援事務が、厚生労働省から内閣府に移管された点と原子力災害に伴う対応である。

前者については、今回の修正に盛り込んでおり、後者については、今後兵庫県等上位計画の修正を注視し、対応を図っていく予定である。

(4) 質疑等

質疑なし

2.2.2. 播磨町国民保護協議会委員の委嘱について

現在の播磨町国民保護協議会委員に関する委嘱期間が本年 7 月 23 日をもって満了する。

7 月 24 日以降も引き続き委嘱させていただきたいため、改めて近日中に委嘱をお願いする文書をお送りする。

以上

平成 26 年度播磨町国民保護協議会 出席者名簿

法・役職	組織名	職名	委員氏名	出欠	代理出席等
会長	播磨町	町長	清水 ひろ子	出席	
第1号	近畿地方整備局 姫路河川国道事務所	所長	奥田 晃久	欠席	
第1号	姫路海上保安部 加古川海上保安署	署長	松永 洋和	代理	地域防災対策官 清水 敬太
第1号	近畿農政局 神戸地域センター	センター長	半田 淳	代理	主任農政情報官 兵頭 秀明
第2号	陸上自衛隊姫路駐屯地 第3特科隊第3中隊	中隊長	野添 公治	出席	
第3号	兵庫県東播磨県民局	局長	真木 高司	代理	総務企画室長 武田 雅和
第3号	加古川警察署	署長	島田 敏行	代理	警備課長 細川 忠利
第4号	播磨町	副町長	山下 清和	出席	
第5号	播磨町教育委員会	教育長	横田 一	出席	
第5号	加古川市東消防署	署長	山崎 由紀浩	代理	副署長 北川 誠
第6号	播磨町	理事	角田 英明	出席	
第6号	播磨町	理事	森本 貴浩	出席	
第6号	播磨町	理事	大西 正嗣	出席	
第6号	播磨町	理事	山口 澄雄	欠席	
第6号	播磨町	会計管理者	下司 幸平	出席	
第7号	西日本旅客鉄道株式会社 加古川駅	駅長	松山 弘樹	欠席	
第7号	西日本電信電話株式会社 兵庫支店	災害対策室担当課長	大西 大介	欠席	
第7号	関西電力株式会社 加古川営業所	所長	橋間 正徳	出席	
第7号	大阪ガス株式会社 兵庫導管部	マネージャー	村上 敬	出席	
第7号	神姫バス株式会社 加古川営業所	所長	山本 修太	出席	
第7号	山陽電気鉄道株式会社 鉄道事業本部	本部長	吉田 育朗	代理	安全推進・企画部 参事 加藤 公啓
第8号	播磨町消防団	団長	加納 利治	代理	副団長 松田 眞吾
第8号	一般社団法人加古川医師会	会長	枝川 潤一	代理	事務長 木山 晋
第8号	播磨町自治会連合会	国民保護協議会担当委員	浅田 昌幸	欠席	
第8号	播磨町商工会	理事	衣笠 公浩	出席	

※敬称略



この会議録は、播磨町国民保護協議会運営要綱第4条に基づき作成するものである。